

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 松山市発注に係る下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）
の委託業務名 松山市障がい者 部地域相談支援センター運営業務

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同事業体は、_____ 共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 事業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 事業体は、令和 年 月 日に成立し、業務に係る協定期間の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかつたときは、事業体は前項の規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 事業体の構成員の住所及び名称は次のとおりとする。

住 所 _____

法人名称 _____

住 所 _____

法人名称 _____

住 所 _____

法人名称 _____

(代表者の名称)

第6条 事業体は、_____を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 事業体の代表者は、業務の履行に関し、事業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い、委託契約に基づく行為を行う権限及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 事業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、業務の委託契約の履行及びその他の委託業務の実施に伴い事業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 10 条 事業体の取引金融機関は、_____、名義は、
_____とした預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 11 条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第 12 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認が無ければ、事業体が業務を完了する日までは脱退
することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、松山市長
の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 13 条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項
の規定を準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 14 条 事業体解散後、事業体の履行した業務につき瑕疵が発見されたときは、構成員は共同連帯し
て担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか〇法人は、上記のとおり_____
_____共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこ
の協定書正本〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同事業体

代 表 者 住 所 _____
法 人 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印

住 所 _____
法 人 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印

住 所 _____
法 人 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印